

# 不法投棄物等収集運搬処理業務委託仕様書

都市計画局住宅室すまいまちづくり課

(担当：浅田、小笹 電話 222-3663)

|      |  |
|------|--|
| 件名   | 養正市営住宅13棟解体工事に係る一般廃棄物収集運搬処理業務  |
| 契約期間 | 契約の日の翌日～令和8年3月27日  |
| 契約条件 | <p>本仕様書は、養正市営住宅13棟の敷地における不法投棄物等のうち、一般廃棄物の収集運搬処理業務委託について定めたものである。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 収集範囲<br/>京都市左京区田中馬場町25番地<br/>養正市営住宅13棟205号、206号、207号</li><li>2 委託業務<br/>次の各号に掲げる要領により、収集範囲内から一般廃棄物（以下「廃棄物」という。）を収集運搬及び処理すること。<br/>(1) 家電リサイクル法により指定されている廃家電製品については、その処分に係る料金等についても受託者において負担すること。<br/>(2) 鉄類・古紙類等の有価可能物の売却代金については、業務受託者のものとする。<br/>(3) 産業廃棄物が含まれていた場合は、一般廃棄物と区別し、一般廃棄物のみを適正に処理すること。産業廃棄物については、別途指定する場所に集積すること。<br/>※ 産業廃棄物があった場合、ただちに本市へ報告すること。</li><li>3 収集物数量等<br/>約85立方メートル<br/>冷蔵庫1台<br/>エアコン1台（取外し作業含む）</li><li>4 実施日時<br/>契約日以降から令和8年3月27日（金）までの間で、当課担当者と事前協議のうえ決定する。<br/>なお、実施日については、土曜、日曜及び祝日は除くこととし、実施時間については、午前9時から午後5時の間で設定するものとする。</li></ol> |

|             |   |
|-------------|---|
| <p>契約条件</p> | <p>5 委託業務遂行に当たっての条件</p> <p>(1) 受託者は、京都市契約事務規則、京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例及び規則、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、家電リサイクル法その他関連法令等を遵守すること。</p> <p>(2) 受託者が収集作業を行う際は、当課担当者の指示を受けること。</p> <p>(3) 委託業務が終了したときは、当課担当者の確認を受けること。</p> <p>(4) 作業完了後、処理したことの分かる資料を当課担当者まで提出すること。</p> <p>6 その他</p> <p>(1) 本業務の受託者は、その実施に関し、当課担当者と密接に連絡を取り合うこと。</p> <p>(2) 本仕様書に掲げる業務以外の業務の必要性が生じた場合は、別途協議する。</p> <p>(3) 本業務の受託者は京都市長から廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく一般廃棄物収集運搬業許可を受けているものに限る。許可を得ていることを示す許可証等の写しを提出すること。</p> <p>7 当課担当者</p> <p>京都市都市計画局住宅室すまいまちづくり課</p> <p>事業第一担当 浅田、小笹      電話075-222-3663</p> |
|-------------|---|